

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領解説

平成26年12月

内閣府
文部科学省
厚生労働省

目 次

序 章

第1節 策定の基本的な考え方	1
1 策定の経緯等	1
(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領とは	1
(2) 策定の背景	2
2 策定に当たっての基本的な考え方	3
3 策定の要点	4
第2節 乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園における教育 及び保育の役割	6
1 乳幼児期の特性	6
(1) 乳幼児期の生活	6
(2) 乳幼児期の発育・発達	10
2 幼保連携型認定こども園の生活	27
3 幼保連携型認定こども園の役割	31

第1章 総則

第1節 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 及び目標	34
1 教育及び保育の基本	34
(1) 人格形成の基礎を培うこと	36
(2) 環境を通して行う教育及び保育	36
(3) 幼保連携型認定こども園における指導の意義	42
(4) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に 関連して重視する事項	43
(5) 計画的な環境の構成	51
2 教育及び保育の目標	56
第2節 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成	60
1 全体的な計画の作成	60
2 全体的な計画の意義等	63

3	教育週数	69
4	教育時間	70
5	保育時間等	70
第3節	幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項	71
1	集団生活の経験年数が異なる園児に配慮した0歳から小学校 就学前までの一貫した教育及び保育	71
2	一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育 及び保育の内容の工夫	73
3	環境を通して行う教育及び保育	75
4	幼保連携型認定こども園における養護	79
5	園児の健康及び安全	88
6	保護者に対する子育ての支援	114

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1節	ねらい及び内容の考え方と領域の編成	135
第2節	各領域に示す事項	138
1	心身の健康に関する領域「健康」	138
2	人とのかかわりに関する領域「人間関係」	156
3	身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」	179
4	言葉の獲得に関する領域「言葉」	196
5	感性と表現に関する領域「表現」	212
第3節	保育の実施上の配慮事項	225
1	乳児期の園児の保育に関する配慮事項	225
2	満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項	230
3	満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項	234

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1節	指導計画の考え方	242
1	園児の主体性と指導の計画性	242
2	教育及び保育の内容に関する全体的な計画と指導計画	243
3	指導計画と具体的な指導	244

第2節	一般的な配慮事項	245
1	指導計画の作成	245
2	入園から修了までの生活	251
3	体験の多様性と関連性	254
4	長期の指導計画と短期の指導計画	257
5	指導上の工夫	259
6	保育教諭等の役割	260
7	小学校以降の生活や学習の基盤の育成	264
第3節	特に配慮すべき事項	266
1	発達の過程に応じた教育及び保育	267
2	発達の連続性を考慮した教育及び保育	267
3	一日の生活のリズムへの配慮	270
4	午睡	272
5	長時間にわたる保育	274
6	障害のある園児の教育及び保育	275
7	障害のある園児と共に活動する機会	278
8	特別に配慮を要する園児への対応	279
9	行事の指導	281
10	小学校教育との円滑な接続	282
11	家庭や地域社会との連携	285

序 章

第1節 策定の基本的な考え方

1 策定の経緯等

(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領とは

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「教育・保育要領」という。）は、子育てを巡る課題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したものである。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、教育・保育要領を踏まえることとされている。

したがって、教育・保育要領は、質の高い教育及び保育を提供する観点から、全ての認定こども園にとって大きな意義を有しているものである。

なお、教育・保育要領で用いられている「教育」と「保育」の意味は、特に断りがない限り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の定義と同一である。

すなわち、ここでいう「教育」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対して、教育基本法（平成18年法律第120号）に規定する法律で定める学校において行われる教育であり、また、ここでいう「保育」とは、保育を必要とする子どもに対して行われる児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育である。（288ページを参照）

(2) 策定の背景

認定こども園制度は、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する仕組みとして、平成18年度より始まった。この認定こども園制度は、保護者の就労状況によらず利用できるなど一定の評価を得ているものの、幼稚園と保育所それぞれの認可を受けなければ設置できないなどといった課題が指摘されていた。

このため、「子ども・子育て支援新制度」においてはこれらの課題を解消するため、認定こども園法一部改正法により、認定こども園の類型の一つである幼保連携型認定こども園を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化することとした。

この新たな幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、認定こども園法において、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）との整合性の確保や小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないとされた。

教育・保育要領の策定に当たっては、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に認定こども園教育専門部会が、社会保障審議会児童部会の下に認定こども園保育専門委員会がそれぞれ設置され、教育・保育要領の策定に関する検討は、平成25年6月から認定こども園教育専門部会と認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議において進められた。

この合同の検討会議は、約7か月にわたる検討の結果、平成26年1月に「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（報告）」を取りまとめた。

内閣府・文部科学省・厚生労働省では、この報告を踏まえ、認定こども園法第10条第1項に基づき、平成26年4月30日に教育・保育要領の告

示を公示した。

2 策定に当たっての基本的な考え方

教育・保育要領は、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（報告）」を踏まえ、次の方針に基づき策定した。

- ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保
 - ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、幼保連携型認定こども園においても環境を通して教育及び保育を行うことを基本としたこと
 - ・ 教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つの領域から構成するものとしたこと
- ② 小学校教育との円滑な接続に配慮
 - ・ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしたこと
 - ・ 幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図るものとしたこと
- ③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の明示
 - ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくものとしたこと
 - ・ 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をするものとしたこと。特に、

入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと

- ・ 教育及び保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと

3 策定の要点

(1) 総則

① 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園の目的及び目標を達成するため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針などを踏まえて、幼保連携型認定こども園としての教育及び保育の基本及び目標を第1章総則に示した。

② 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

幼稚園教育要領及び保育所保育指針などを踏まえて、関係法令及び教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成すること、教育課程に係る教育週数及び教育時間並びに保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間等を示した。

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

保育所保育指針などを踏まえて、次のことなどを示した。

- ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと
- ・ 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性への配慮、園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえた教育及び保育の内容やその展開を工夫すること
- ・ 乳幼児期の特性を踏まえた教育及び保育の環境の構成の留意事項
- ・ 養護に関すること

- ・健康及び安全に関すること
- ・保護者に対する子育ての支援に関すること

(2) ねらい及び内容並びに配慮事項

① ねらい及び内容

幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、ねらい及び内容を園児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示した。

② 保育の実施上の配慮事項

保育所保育指針を踏まえて、乳児期の園児、満1歳以上満3歳未満の園児及び満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項をそれぞれ示した。

(3) 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

① 一般的な配慮事項

幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、次のことなどを示した。

- ・指導計画作成に当たっては、具体的なねらいや内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること
- ・長期及び短期の指導計画作成し、適切な指導が行われるようにすること
- ・園児の人権や園児一人一人の個人差に配慮した適切な指導を行うようにすること

② 特に配慮すべき事項

幼稚園教育要領及び保育所保育指針などを踏まえて、次のことなどを示した。

- ・園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開する際の留意事項
- ・障害のある園児の指導に関すること
- ・特別に配慮を要する園児への対応に関すること
- ・小学校教育との円滑な接続に関すること
- ・家庭や地域社会との連携に関すること

第2節 乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園における教育及び保育の役割

1 乳幼児期の特性

(1) 乳幼児期の生活

乳幼児期には、乳幼児にとってふさわしい生活が保障され、乳幼児が保護者や保育教諭等の特定の大人との親しい人間関係を軸にして営まれる生活からより広い世界に目を向け始め、生活の場、他者との関係、興味や関心などが急激に広がり、依存から自立に向かう。

① 生活の場

乳幼児期は、運動機能が急速に発達し、体を通して様々な環境にかかわる中でいろいろなことをやってみようとする活動意欲も高まる時期である。保護者や周囲の大人との愛情あるかかわりの中で見守られているという安心感に支えられて乳幼児の行動範囲は広がりを見せ始める。そして、いろいろな場所に出掛けて行き、そこにある様々なものに心を動かされたり、それをういて遊んだりすることにより、興味や関心が広がり、それにつれて乳幼児の生活の場も次第に広がっていく。特に、乳幼

児の生活の場が最も大きく広がり、様々な環境とのかかわりが質的にも、量的にも深まりを見せるのは園生活などにおける集団生活が始まってからである。

多くの園児にとって園生活は、家庭から離れて主に同年代の園児と日々一緒に過ごす集団生活である。幼保連携型認定こども園においては、保育教諭等や他の園児と生活を共にしながら園児一人一人の世界から徐々に他者と感動を共有し、イメージを伝え合うなど互いに影響を及ぼし合い、興味や関心の幅を広げ、言葉を獲得し、表現する喜びを味わう。また、大勢の友達と活動を展開する充実感や満足感を持つことによって、さらに自分の生活を広げていこうとする意欲が育てられていくことになる。しかし、このような集団での生活の中では、親しい人間関係の下で営まれる家庭生活とは異なり、自分一人でやり遂げなければならないことや解決しなければならないことに出会ったり、その場におけるきまりを守ったり、他の人の思いを大切にしなければならなかったりするなど、自分の意志を通すことができるとは限らない状況になることもある。このような状況で保育教諭等の大人の手を借りながら、他の園児と話し合うなどして、その園児なりに解決し、危機を乗り越える経験を重ねることにより、園児一人一人の自立的な生活態度が次第に培われていく。園児は、それぞれの家庭や地域等で得た生活経験を基にして園生活で様々な活動を展開し、また、園生活で得た経験を家庭や地域での生活に生かしている。生活の場の広がりの中で、様々な出来事や暮らしの中の文化的な事物や事象、多様な人々との出会いやかかわり合いを通して、園児が発達に必要な体験を積み重ねていく。

このような生活の広がりに対して、園児は期待と同時に不安感や緊張感を抱いていることが多い。家庭や地域での生活において乳幼児が安心して依存できる保護者や身近な大人の存在が必要であるのと同様に、園生活が園児にとって安心して過ごすことができる生活の場となるためには、園児の行動を温かく見守り、適切な援助を行う保育教諭等の存在が

不可欠である。

② 他者との関係

乳幼児期は、家庭における保護者などとの関係だけでなく、他の園児や家族以外の人々の存在に気付き始め、次第にかかわりを求めるようになってくる。初めは、保護者や保育教諭等の大人とのかかわりが強いものの、同年代の園児がいると、別々の活動をしながらも同じ場所で過ごすことで満足する様子が見られるが、やがて一緒に遊ぶようになることで、次第に、言葉を交わしたり、物のやり取りをしたりするなどのかかわりを持つようになっていく。そして、ときには自己主張のぶつかり合いや友達と折り合いを付ける体験を重ねながら友達関係が生まれ、深まっていく。やがて、園などでの集団生活の場で共通の興味や関心を持って生活を展開する楽しさを味わうことができるようになると、さらに友達関係は広がりを見せるようになっていく。このような対人関係の広がりの中で園児は互いに見たり、聞いたりしたことなどを言葉や他の様々な方法で伝え合うことによって、今までの自分のイメージにない世界に出会うことになる。

園児はこのようにして、一人で活動するよりも、何人かの友達と一緒に活動することで、生活がより豊かに楽しく展開できることを体験し、友達がいることの楽しさと大切さに気付いていくことになる。

それと同時に、園児は、友達とのかかわりを通して様々な感情を体験していくことになる。友達と一緒に活動する楽しさや喜び、また、自己主張のぶつかり合いなどによる怒り、悲しさ、寂しさなどを味わう体験を積み重ねることによって、次第に、相手も自分も互いに違う主張や感情を持った存在であることにも気付き、その相手も一緒に楽しく遊んだり、生活したりできるよう、自分の気持ちを調整していく。

このような他者との関係の広がりはその深まりにもつながっていく。同時にそれらは自我の形成の過程でもある。乳幼児期には、自我が芽生

え、自己を表出することが中心の生活から、他者とかかわり合う生活を通して、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちも生まれるようになり、自我の発達の基礎が築かれていく。

③ 興味や関心

生活の場の広がりや対人関係の広がりに伴って、園児の興味や関心は生活の中で様々な対象に向けられて広がっていく。

生活の場が家庭から地域、幼保連携型認定こども園へと広がるにつれて、園児は、興味や関心を抱き、好奇心や探究心を呼び起こされるような様々な事物や現象に出会うことになる。そのようなものに対する興味や関心は、他の園児や保育教諭等と感動を共有したり、共にその対象にかかわって活動を展開したりすることによって広げられ、高められていく。また、一人では興味や関心を持たなかった対象に対しても他の園児に接することによって、あるいは、保育教諭等の援助などによって、自分もそれに興味や関心を持つようになる。このような興味や関心は、その対象と十分にかかわり合い、好奇心や探究心を満足させながら、自分でよく見たり、取り扱ったりすることにより、さらに高まり、思考力の基礎を培っていくことから、園児が様々な対象と十分にかかわり合えるようにすることが大切である。

また、他の園児や保育教諭等と言葉により対話することがその過程をさらに深めていくことにもなる。

園児は、同年代の園児の行動に影響されて行動を起こしたり、保護者や保育教諭等の親しみを持っている大人の行動を模倣し、同じようなことをやってみようとすることが多い。したがって、自然や出来事などの様々な対象へ園児の興味や関心を広げるためには、他の園児の存在や保育教諭等の言動が重要な意味を持つことになる。

(2) 乳幼児期の発育・発達

乳幼児期は、環境とかかわり合う生活の中で自己の興味や欲求に基づく直接的・具体的な体験を通して健全な心身の発育・発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。また、生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、園児一人一人の個人差が大きいこの時期において、園児一人一人の健やかな育ちを保障するためには、園児自らが安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるような環境が整えられ、愛情豊かな思慮深い保護者や保育教諭等の大人とのかかわり合いが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の園児との間でも相互に働き掛け、かかわりを深め、人への信頼感と自己の主体性を培っていくのである。

そのため、保育教諭等は、園児の発達の特性と発達の過程を十分に理解し、その園児一人一人の発達の過程に応じて見通しを持って教育及び保育を行うことが求められている。

園児は、生まれながらに備わっている諸感覚を働かせながら、身の回りの環境に働き掛けていく。温かく受容し、優しく語り掛ける保育教諭等の大人に見守られながら、園児は環境に働き掛け、環境から働き掛けられる中で、成長していく。そして、その相互作用においては、園児自らが環境に働き掛ける自発的な活動であることや、身体感覚を伴う直接的・具体的な体験であることが大切である。また、特定の保育教諭等の大人との親密なかかわりにおいて育まれる園児と保育教諭等の大人との信頼関係が、園児が主体的に環境にかかわるその基盤となる。

園児が人やものなどに触れ、興味や関心を広げていくことは、園児に様々な心情をもたらし、自らかかわろうとする意欲を促していくことになる。

また、園児は人やものなどと出会い、感覚を磨きながら多様な体験を積み重ねていくことにより、自らの生活を楽しみながら、環境とかかわ

る姿勢や態度を身に付けていく。より豊かで多様な環境との出会いの中で、園児は、行きつ戻りつしながら様々な能力を獲得していく。こうした過程そのものが、園児の発達であると言えるであろう。

園児と生活を共にする保育教諭等は、園児に安心感や安定感を与えながら、園児の発達の特性や発達の過程に沿った適切な援助をしていかなければならない。

さらに、生活や遊びを共にする中で、園児一人一人の心身の状態を把握し、園児が自ら環境に働き掛け、感じたり、考えたり、試したり、工夫したり、繰り返したりする過程を見守り、園児と共に環境を再構成しながら共に楽しむことも大切である。

① 発達の捉え方

人は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に、周囲の環境に対して自分から能動的に働き掛けようとする力を持っている。自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して環境とかがわり合う中で、生活に必要な能力や態度などを獲得していく過程を発達と考えることができよう。

生活に必要な能力や態度などの獲得については、どちらかと言うと大人に教えられたとおりに園児が覚えていくという側面が強調されることもあるが、乳幼児期には、園児自身が自発的・能動的に環境とかがわりながら、生活の中で状況と関連付けて身に付けていくことが重要である。したがって、生活に必要な能力や態度などの獲得のためには、遊びを中心とした生活の中で、園児が自らの生活と関連付けながら、好奇心を抱くこと、あるいは必要感を持つことが重要である。

園児の心身の諸側面は、それぞれが独立して発達するものではなく、園児が周囲の人やものとのかがわり、友達と体を動かして遊びを展開するなどの中で、それぞれの側面が相互に関連し合うことにより、発達が成し遂げられていくものである。

園児の発達は一時的ではあるが常に滑らかに進行するものではなく、ときには、同じ状態が続いて停滞しているように見えたり、あるときには、飛躍的に進んだりすることも見られる。

さらに、このような発達の過程の中には、ある時期には身に付けやすいが、その時期を逃すと、身に付けにくくなるものもある。したがって、どの時期に何をどのような方法で身に付けさせていくべきかという適時性を考えることは、園児の望ましい発達を促す上で、大切なことになる。ここでの適時性とは、長期的な見通しに立った緩やかなものであり、人間は生涯を通して発達し続ける存在であることから、その時期を過ぎたら、発達の可能性がないというような狭い意味のものではない。

② 発達を促すもの

乳幼児期の発達を促すために必要なこととして次のようなものが考えられる。

ア 能動性の発揮

園児は、興味や関心を持ったものに対して自分からかかわろうとする。したがって、このような能動性が十分に発揮されるような対象や時間、場などが用意されることが必要である。特に、そのような園児の行動や心の動きを受け止め、認めたり、励ましたりする保護者や保育教諭等の大人の存在が大切である。

また、園児が積極的に周囲に目を向け、かかわるようになるには、園児の心が安定していなければならない。心の安定は、周囲の保護者や保育教諭等の大人との信頼関係が築かれることによって、作り出されるものである。

イ 発達に応じた環境からの刺激

園児は、環境との相互作用によって発達に必要な経験を積み重ねていく。したがって、乳幼児期の発達は生活している環境の影響を大きく受けると考えられる。ここでの環境とは自然環境に限らず、人も含めた園

児を取り巻く環境の全てを指している。

例えば、ある運動機能が育まれていく時期に、一緒に運動して楽しむ友達がいるなど体を動かしたくなるような環境が整っていなければ、その機能は十分に育つことはできないであろう。また、言葉を交わす楽しさは、話したり、聞いたりすることが十分にできる環境がなければ経験できないこともある。したがって、発達を促すためには、活動の展開によって柔軟に変化し、園児の興味や関心に応じて必要な刺激が得られるような応答性のある環境が必要である。

③ 発達の特徴

園児が生活する姿の中には、乳幼児期特有の状態が見られる。そこで、園では、乳幼児期の発達の特徴を十分に理解して、園児の発達の実情に即応した教育及び保育を行うことが大切である。乳幼児期の発達の特徴のうち、特に留意しなければならない主なものは次のようなことである。

○乳幼児期は、身体が著しく発育するとともに、運動機能が急速に発達する時期である。そのために自分の力で取り組むことができることが次第に多くなり、園児の活動性は著しく高まる。そして、ときには、全身で物事に取り組み、我を忘れて活動に没頭することもある。こうした取組は運動機能だけでなく、他の心身の諸側面の発達をも促すことにもなる。

○乳幼児期は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育ち、それを心のよりどころとして身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働き掛けるなど、次第に自我が芽生える時期である。興味や好奇心に導かれて触れていく世界は、園児にとって新たな出会いや発見に満ちている。笑ったり、泣いたり、驚いたり、不思議に感じたり、周囲の保護者や保育教諭等の大人や他の園児と共感したり、楽しんだりする中で、園児の情感が豊かに育っていく。その中で、自分と他者

との違いなどに気付き始め、それが自分の気持ちを相手に表現していく意欲や行動につながり、自我の育ちとなっていく。

○乳幼児期は、次第に自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や保育教諭等の大人に依存していたいという気持ちも強く残っている時期である。乳幼児はいつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基盤にして、初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができるのである。すなわち、この時期は、保護者や保育教諭等の大人への依存を基盤としつつ自立へ向かう時期であると言える。また、乳幼児期において依存と自立の関係を十分に体験することは、将来にわたって人とかかわり、充実した生活を営むために大切なことである。

○乳幼児期は、次第に園児が自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受け止めていく時期である。園児は、このような自分なりのイメージを持って友達と遊ぶ中で、物事に対する他の園児との受け止め方の違いに気付くようになる。また、それを自分のものと交流させたりしながら、次第に一緒に活動を展開できるようになっていく。

○乳幼児期は、信頼や憧れを持って見ている周囲の対象の言動や態度などを模倣したり、自分の行動にそのまま取り入れたりすることが多い時期である。この対象は、初めは、保護者や保育教諭等の大人であることが多い。やがて、園児の生活が広がるにつれて、友達や物語の登場人物などにも広がっていく。このような園児における同一化は、園児の人格的な発達、生活習慣や態度の形成などにとって重要なものである。

○乳幼児期は、次第に環境と能動的にかかわることを通して、周りの物事に対処し、人々と交渉する際の基本的な枠組みとなる事柄につ

いての概念を形成する時期である。例えば、命あるものとそうでないものの区別、生きているものとその生命の終わり、人と他の動物の区別、心の内面と表情など外側に表れたものの区別などを理解するようになる。

○乳幼児期は、他者とのかかわり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別が次第にできるようになる時期である。また、園児同士が互いに自分の思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることを通して、きまりの必要性などに気付き、自己抑制ができるようになる時期でもある。特に、園児は、大人の諾否により、受け入れられる行動と望ましくない行動を理解し、より適切な振る舞いを学ぶようになる。

④ 発達の過程

小学校就学前の園児の発達の過程については、おおむね八つの区分として捉えることができるであろう。

既に述べたとおり、園児一人一人の心身の成長は様々であり、実際の園児の発達は直線的ではなく、行きつ戻りつしながら、ときに停滞しているように見えたり、あるとき、急速に伸びを示したりといった様相が認められる。

一方、発達には一定の順序性ととともに、一定の方向性が認められ、園児を巡る発達の道筋には共通のものがある。例えば、身体機能であれば、頭部から下肢へ、体軀の中心部から末梢部へと発達していく。また、身体的形態や生理機能、運動面や情緒面の発達、さらには知的発達や社会性の発達など様々な発達の側面が、相互に関連しながら総合的に発達していくといった特徴がある。

ここではこうした発達の様相を八つに区分し、発達の過程としてそれぞれの特徴を示している。ただし、この区分は、同年齢の園児の均一的

な発達の基準ではなく、園児一人一人の発達の過程として捉えるべきものである。保育教諭等は、園児の発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って見通し、園児が、今、楽しんでしていることを共に喜び、それを繰り返しながら園児の発達を助長することが大切である。

また、様々な条件により、園児に発達上の課題や園生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育教諭等は、園児が様々な環境とかかわり合う中で、自ら発達していく力を十分に認め、その姿に寄り添いながら、園児一人一人の発達の過程や心身の状態に応じた適切な指導及び環境の構成を行うことが重要である。

1) おおむね6か月未満

誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、身長や体重が増加し、著しい発育・発達が見られる。

運動面では、生後4か月までに首が据わり、5か月ぐらいからは目の前の物をつかもうとしたり、手を口に持っていったりするなど手足の動きが活発になる。その後、寝返りができるようになり、腹ばいにするとう胸を反らして顔や肩を上げ、上半身の自由を利かせて遊ぶようになるなど、全身の動きが活発になり、自分の意思で体を動かすことができるようになる。

また、この時期の視覚や聴覚などの感覚の発達は目覚ましく、これにより、自分を取り巻く世界を認知し始める。例えば、生後3か月頃には、周囲の人やものをじっと見つめたり、見回したりする。また、周りで物音がしたり、大人が話している声がしたりすると、その音や声がある方を見るようになる。そして次第に、このような認知が運動面や対人面の発達を促していく。

生理的なほほえみから、あやすと笑うなどの社会的なほほえみへ、単調な泣き方から抑揚のある感情を訴える泣き方へ、様々な発声は大人と視線を交わしながらの喃語へと、生まれながらに備わっていた能力が、

次第に、社会的・心理的な意味を持つものへと変わっていく。

園児が示す様々な行動や欲求に、大人が適切に応えることが大切であり、これにより園児の中に、人に対する基本的信頼感が芽生えていく。特に、身近にいる特定の保育教諭等が、応答的、かつ積極的に働き掛けることで、その保育教諭等との間に情緒的な絆きずなが形成され、愛着関係へと発展していく。

2) おおむね6か月から1歳3か月未満

この時期は座る、はう、立つ、つたい歩きを経て一人歩きに至る。その時々それぞれに動きや姿勢を十分に経験することが大切である。こうした運動面の発達により、園児の視界が広がり、園児は様々な刺激を受けながら生活空間を広げていくとともに、自由に手が使えるようになることで、自ら触ってみたい、かかわってみたいという意欲が高められていく。様々なものに手を伸ばし、次第に両手に物を持って打ち付けたり、たたき合わせたりすることができるようになる。

また、一人歩きによって、自由に移動できることを喜び、好奇心が旺盛になっていく中で、身近な環境に働き掛ける意欲を高めていく。そして、自分が行きたいところに行くことができるという満足感はさらなる発達の原動力となっていく。

また、握り方も手のひら全体で握る状態から、全ての指で握る状態、さらに親指が他の指から独立して異なる働きをする状態を経て、親指と人差し指でつまむ動作へと変わっていく。

このように全身を動かし、手を動かす中で身近な人やものへ興味や関心を持ってかかわり、そのことによりさらに体を動かし、特定の大人との信頼関係による情緒の安定を基盤にして、探索活動が活発になっていく。

6か月頃には身近な人の顔が分かり、あやしてもらおうと喜んだり、愛情を込めて受容的にかかわる大人とのやり取りを盛んに楽しんだりす

る。そして、前期に芽生えた特定の大人との愛着関係がさらに強まり、この絆をよりどころとして、徐々に周囲の大人に働き掛けていく。この頃には、特定の大人との愛着関係が育まれている現れとして、初めて会った人や知らない人に対して泣くなど人見知りをするようになる。

この時期は、声を出したり、自分の意思や欲求を喃語や身振りなどで伝えようとしたりする。こうした喃語や身振りなどに対して、身近な大人が園児の気持ちをくみ取り、それを言葉にして返すなど、応答的にかかわることで、園児は大人の声ややり取りを心地よいものと感じていく。そして、徐々に簡単な言葉の意味することが分かってくる。このような大人とのやり取りが言葉によるコミュニケーションの芽生えとなる。

また、園児は生活の中で、応答的にかかわる大人と同じものを見つめ、同じものを共有することを通して、盛んに指差しをするようになる。自分の欲求や気付いたことを大人に伝えようと指で差し示しながら、関心を共有し、そのものの名前や、欲求の意味を徐々に理解していく。それはやがて言葉となり、また一語文となり、その一語の中には園児の様々な思いが込められ、身近な大人との対話の基本となる。例えば、園児が発する「マンマ」という言葉は、特定の大人などへの呼び掛けであったりするとともに、「マンマ食べたい」という欲求であったりする。園児は一語文に言葉を添え、応答的にかかわる大人の気持ちを敏感に感じ取りながら、伝えたい、聴いてもらいたいという表現意欲を高めていく。

さらに、この時期は、離乳が開始され、母乳やミルクなどの乳汁栄養から、滑らかにすり潰した状態の食べ物を経て、徐々に形のある食べ物を摂取するようになる。そして、少しずつ食べ物に親しみながら、また咀嚼と嚥下を繰り返しながら、幼児食へと移行していく。

1歳から1歳6か月頃になると、自分の手で食べたいという意欲が芽生え、食べ物に手を伸ばして食べるようになる。このことは、食べ物を目で確かめて、感触を確かめ、手をつかみ、口まで運び、口に入れるという、目と手を協応させる力が発達してきた現れである。

離乳食による栄養の摂取は、生命を維持し、健康を保つためには欠かせないが、園児が楽しい雰囲気の中で、喜んで食べることも大切である。様々な食品に慣れ、食材そのものの味に親しみ、味覚の幅を広げながら、園児は自分で食べようとする意欲を高めていく。

3) おおむね1歳3か月から2歳未満

この時期は、歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りのものに自発的に働き掛けていく。

この時期の園児の発達の大きな特徴の一つは歩行の開始である。歩くことができるようになることは園児にとって大きな喜びであり、園児は一步一步踏み出しながら行動範囲を広げ、自ら環境にかかわろうとする意欲を高めていく。歩行の獲得は、自分の意志で自分の体を動かすことができるようになることであり、園児は、自分でしたいという欲求を生活のあらゆる場面において発揮していくことにつながる。

一人歩きを繰り返す中で、脚力やバランス力が身に付くとともに、歩くことが安定すると、自由に手を使うことができるようになり、その機能も発達する。様々な物を手に取り、指先を使いながらつまんだり、拾ったり、引っ張ったり、物の出し入れなどを何度も繰り返したりする。また、絵本をめくったり、クレヨンなどでなぐり描きをしたりして楽しむ。こうした様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、物を媒介としたやり取りが園児と大人の間で広がり、園児の好奇心や遊びへの意欲が培われていく。

体を使って遊びながら様々な場面やものへのイメージを膨らませ、そのイメージしたものを遊具などで見立てて遊ぶようになる。実際に目の前にはない場面や事物を頭の中でイメージして、遊具などで見立てるという象徴機能の発達は、言葉を習得していくことと大変重要なかわりがある。

応答的な大人とのかわりによって、園児自ら呼び掛けたり、拒否を

表す片言や一語文を言ったり，言葉で言い表せないことは，指さし，身振りなどで示し，親しい大人に自分の気持ちを伝えようとする。一語文や指さすものを言葉にして返していくなどのかかわりにより，「マンマほしい」などの二語文を獲得していく。

この時期には，他の園児や周囲の人への興味や関心が高まる。近くで他の園児が玩具で遊んでいたりと，大人と楽しそうにやり取りをしていたりすると，近づいて行こうとする。

また，他の園児の仕草や行動をまねたり，他の園児が持っている同じ玩具を欲しがったりする。特に，日常的に接している園児同士では，同じことをして楽しむかかわりや，追い掛けっこをする姿などが見られる。その中で玩具の取り合いをしたり，相手に対し拒否したり，簡単な言葉で不満を訴えたりすることもある。こうした経験の中で，大人とのかかわりとは異なる園児同士のかかわりが育まれていく。

4) おおむね2歳

この時期は歩いたり，走ったり，跳んだりなどの基本的な運動機能が伸び，自分の体を思うように動かすことができるようになる。喜びに満ちた表情で戸外を走り回るだけでなく，ボールを蹴ったり，投げたり，段ボール箱などの中に潜ったり，入ったりするなど，様々な姿勢をとりながら身体を使った遊びを繰り返し行う。その動きを十分に楽しみながら人やものとのかかわりを広げ，行動範囲を拡大させていく。

また，紙をちぎったり，破いたり，貼ったり，なぐり描きをしたりするようになるなど遊びが広がり，探索意欲が増し，自分がしたいことに集中するようになる。指先の機能の発達によってできることが増え，食事，衣類の着脱，排泄^{せつ}など，自分の身の回りのことを自分でしようとする意欲が出てくる。排泄^{せつ}の自立のための身体的機能も整ってくる。

発声が明瞭になり，語彙も著しく増加し，2歳の終わり頃には，自分のしたいこと，してほしいことを言葉で表出しようとするようになって

いく。また、遊具などを実物に見立てたり、「…のつもり」になって「…のふり」を楽しんだりして、ままごとなどの簡単なごっこ遊びをするようになる。

こうした遊びを繰り返し楽しみ、イメージを膨らませることにより象徴機能が発達し、盛んに言葉を使うようになる。また、遊びの中で言葉を使うことや言葉を交わすことの喜びを感じるようになる。イメージが自由に行き交うことの面白さ、楽しさを味わいながら、身近な大人や他の園児とのやり取りが増えていく。

生活や遊びの中で、自分のことを自分でしようとする意欲が高まっていくことや、自分の意思や欲求を言葉で表そうとすることなどにより、園児の自我が育っていく。そして、「自分で」、「いや」と強く自己主張することも多くなり、思いどおりにいかないと、泣いたり、癩癩かんしやくを起こしたりする場面も現れる。

個人差はあるものの、大人がこうした自我の育ちを積極的に受け止めることにより、園児は自分への自信を持つようになる。一方で、自分の行動の全てが受け入れられるわけではないことに徐々に気付いていく。園児は、自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在によって、時間を掛けて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直していく。

5) おおむね3歳

この時期は、基礎的な運動能力が育ち、歩く、走る、跳ぶ、押す、引っ張る、投げる、転がる、ぶら下がる、またぐ、蹴るなどの基本的な動作が、一通りできるようになる。様々な動作や運動を十分に経験することにより、自分の体の動きをコントロールし、自らの身体感覚を高めていく。

運動能力の発達に伴い、食事、衣類の着脱、排泄せつなど、基本的な生活習慣がある程度定着するようになってくる。例えば、不完全ながらも箸を使って食べようとし、衣類の着脱や排泄せつなどを自分からしようとする。

基本的な生活習慣がある程度自分でできるようになることにより、園児の心の中には、何でも自分でできるという意識が育ち、大人の手助けを拒むことが多くなる。自分の意思で生活を繰り広げようとすることは、園児の主体性を育み、意図を持って行動することや、自分の生活を律していくことにつながる。

理解できる語彙が急激に増加し、日常生活での言葉のやり取りができるようになる。「おはよう」、「ありがとう」などの人とかかわる挨拶などに係る言葉を自分から使うようになり、言葉を交わす心地よさを体験していく。

また、言葉の獲得を通し、知的興味や関心が高まり、「なぜ」、「どうして」といった質問を盛んにするようになる。このような質問ややり取りを通して、言葉による表現がますます豊かになっていく。

この時期の遊びの多くは場を共有しながらそれぞれが独立して遊ぶ、いわゆる平行遊びとして、平行して遊びながら他の園児の遊びを模倣したり、遊具を仲立ちとして園児同士でかかわったりする姿もある。ときには遊具の取り合いからけんかになることもあるが、徐々に友達と分け合ったり、順番に使ったりするなど、きまりを守ることを覚え始める。

こういった経験を繰り返しながら、次第に他の園児との関係が、園児の生活や遊びにとって重要なものとなっていく。そして、徐々にかかわりを深め、共通したイメージを持って遊びを楽しむようになる。

自分のことを「私」、「僕」と言うようになるなど自我が形成されるにつれて、自分についての認識と共に、家族、友達、先生などとの関係が分かり始める。周囲への関心や注意力、観察力が伸びて、気付いたことを言葉で言ったり、遊びに取り入れたりしながら人とのかかわりを育んでいく。

園児は、様々な遊具を手にして夢中で遊んだり、イメージを広げながらごっこ遊びを楽しんだりする中で、身の回りの大人の行動や日常の経験を取り入れて再現するようになる。こうした遊びを繰り返しながら、

様々な人やものへの理解を深め、予想や意図、期待を持って行動するなど、社会性を育てていく。

また、簡単なストーリーが分かるようになり、絵本に登場する人物や動物と自分を同化して考えたり、想像を膨らませたりしていく。それらをごっこ遊びや劇遊びに発展させていくこともある。

6) おおむね4歳

4歳を過ぎる頃から、しっかりとした足取りで歩くようになるとともに、全身のバランスを取る能力が発達し、片足跳びをしたり、スキップをしたりするなど、体の動きが巧みになってくる。活動的になり、全身を使いながら様々な遊具や活動などに挑戦して遊ぶなど、運動量も増してくる。

手先も器用になり、ひもを通したり、結んだり、はさみを扱うことができるようになる。また、体を動かしながら声を掛けるなど、異なる二つの行動を同時に行うことができるようになる。

園児は、水、砂、土、草花、樹木、虫といった身近な自然環境に興味を示し、積極的にかかわろうとする。砂山や泥団子作りに夢中になったり、花を摘んだり、木の実を拾ったり、虫を捕ったりと、自分の手足を使い、感覚を総動員して見たり、触れたりしながら、ものや動植物の特性を知り、より豊かなかかわり方や遊び方を体得していく。

また、認識力や色彩感覚などを育てていく。こうした自然やものとのかかわりの中で、身体感覚を養い、想像の世界を広げていくことは、園児に心の安定や喜びをもたらす。

この時期は、想像力の広がりにより、現実に体験したことと、絵本など想像の世界で見聞きしたこととを重ね合わせたり、心が人だけではなく他の生き物や無生物にもあると信じたりする。その中で、イメージを膨らませ、物語を自分なりにつくったり、世界の不思議さや面白さを味わったりしながら遊びを発展させていく。また、大きな音や暗がり、お

化けや夢，一人取り残されることへの不安などの恐れの気持ちを経験する。

園児は様々にイメージを広げ，友達とイメージを共有しながら想像の世界の中でごっこ遊びに没頭して遊ぶことを楽しむ。

自分と他人との区別がつき，自我が形成されていくと，自分以外の人をじっくり見るようになるとともに，見られる自分に気付くといった自意識を持つようになる。自分の気持ちを通そうとする思いと，ときには自分の思ったとおりにいかないという不安や，つらさといった葛藤を経験する。

このような気持ちを周りの大人に共感してもらったり，励まされたりすることを繰り返しながら，園児は友達や身近な人の気持ちを理解していく。

園児同士の遊びが豊かに展開していくと，仲間といることの喜びや楽しさをより感じるようになり，仲間とのつながりが深まっていくとともに，競争心も生まれ，けんかも多くなっていく。自己主張をぶつけ合い，悔しい思いを経験しながら相手の主張を受け入れたり，自分の主張を受け入れてもらったりする経験を積み重ねていく。その中で，きまりの大切さに気付き，守ろうとするようになる。自己を十分に発揮することと，他者と協調して生活していくという，人が生きていく上で大切なことを，園児はこの時期に学び始める。主張をぶつけ合い，やり取りを重ねる中で互いに合意していくという経験は，園児の社会性を育てるとともに，自己肯定感や他者を受容する感情を育てていく。

7) おおむね5歳

基本的な生活習慣を身に付け，起床から就寝に至るまで，生活に必要な行動のほとんどを一人でできるようになる。大人に指示されなくとも一日の生活の流れを見通しながら次にとるべき行動が分かり，手洗い，食事，排泄^{せつ}，着替えなどを進んで行おうとする。また，共有するものを

大切にしたり，片付けをしたりするなど，自分で生活の場を整え，その必要性を理解するようになる。また，自分のことだけでなく，人の役に立つことがうれしく誇らしく感じられ，進んで大人の手伝いをしたり，年下の園児の世話をしたりするようになる。こうした中で相手の心や立場を気遣うようになる。

運動機能はますます伸び，大人が行う動きのほとんどができるようになる。縄跳びやボール遊びなど，体全体を協応させた複雑な運動をするようになるとともに，心肺機能が高まり，鬼ごっこなど集団で行う遊びなどで活発に体を動かし，自ら挑戦する姿が多く見られるようになる。手先の器用さが増し，小さなものをつまむ，ひもを結ぶ，雑巾を絞るといった動作もできるようになり，大人の援助により，のこぎりなど様々な用具を扱うことができるようになる。運動機能の高まりは，園児の自主性や自立性を育てていく。

5歳を過ぎると，物事を対比する能力が育ち，時間や空間などを認識するようになる。また，少し先を見通しながら目的を持った活動を友達と行うようになり，仲間の存在がますます重要になる。そして，目的に向かって楽しく活動するためには，園児一人一人が自分の役割を果たし，きまりを守ることが大切であることを実感していくとともに，自分たちできまりをつくることもする。

こういった集団活動の中で，言葉による伝達や対話の必要性が増大し，仲間との話し合いを繰り返しながら自分の思いや考えを伝える力や相手の話を聞く力を身に付けていく。主張のぶつかり合いやけんかが起きても，すぐに大人に頼らず，自分たちで解決しようとする姿が見られるようになる。その結果，仲間の中で新たな目的が生じ，園児一人一人の役割に変化や発展が見られるなど，集団としての機能が高まっていく。

園児はそれまでの経験や日々の生活を通して，自分なりに考え，納得のいく理由で物事の判断ができる基礎を培っていく。また，納得できないことに対して反発したり，言葉を使って調整したりするなどの力が芽

生える。自分の意図が伝わらず仲間から批判されたり、悔しい思いを経験したりすることもあるが、そうした経験が園児の思考力の基礎を育てていく。そして、自ら考えながら、自分の気持ちを分かりやすく表現したり、相手の気持ちを聞く力が育ったりすることを通して、園児は、次第に相手を許したり、認めたりする社会生活に必要な基本的な力を身に付けるようになっていく。

集団での活動の高まりとともに、園児は仲間の中で様々な葛藤を体験しながら成長していく。そして、園児一人一人の成長が集団の活動を活発なものに変化させ、そのことにより、個々の園児の成長が促されていく。園児は次第に仲間が必要であることを実感し、仲間の中の一人としての自覚が生まれ、自分への自信と友達への親しみや信頼感を高めていく。

8) おおむね6歳

6歳を過ぎると、身体的な成熟と機能の発達に加え、年長として自覚や誇りを持った姿が見られるようになる。全身運動が滑らかで巧みになり、全力で走り、跳躍するなど快活に跳び回り、自信を持って活動するようになり、ボールを突きながら走ったり、跳び箱を跳んだり、竹馬に乗ったりするなど、様々な運動に意欲的に挑戦するようになる。それとともに細かな手の動きが一段と進み、自分のイメージしたように描き、ダイナミックな表現とともに細やかな製作をするなど、様々な方法で様々な材料や用具を用いて工夫して表現することを楽しむようになる。園児の表現には、園児の内面の成長や心の豊かさが現れ、一つの表現がさらに表現しようとする意欲を高めていく。

この頃になると、仲間の意思や仲間の中で通用する約束事が大事なものとなり、それを守ろうとする。ごっこ遊びを発展させた集団で行う遊びが活発に展開され、遊びの中で役割分担が生まれる。園児はその役割を担うことで、協同しながら遊びを持続し、発展させていく。また、園

児はごっこ遊びの中で、手の込んだ流れと様々な役割を考え出し、遊びはより複雑なものとなっていく。そして、こうした遊びを試行錯誤しながらも満足いくまで楽しもうとするようになる。仲間の一員として認められ、遊びの楽しさを共有するためには、持てる知識を総動員して創意工夫する主体的、自主的な姿勢や自由な発想が必要となる。また、友達の主張に耳を傾け、共感したり、意見を言い合ったりするとともに、自分の主張を一步譲って仲間と協調したり、意見を調整したりしながら仲間の中で合意を得ていくといった経験も重要となる。6歳の園児は社会生活を営む上で大切な自主と協調の姿勢や態度を身に付けていく時期であり、こうした姿勢や態度が生涯にわたる人とのかかわりや生活の基礎となっていく。

これまでの活動や経験を通して達成感や自分への自信を持つようになった園児は、様々なことに関心を示し、意欲的に環境にかかわっていく。自ら言葉を使い文字を書いたり、読んだりする姿も見られ、社会事象や自然事象などに対する認識も高まる。周囲の大人の言動についてもよく観察し、批判したり、意見を述べたりすることもある。また、自分自身の内面への思考が進み、自意識が高まるとともに、自分とは異なる身近な人の存在や、それぞれの人の特性や持ち味などに気付いていく。こういった成長により、大人っぽくなったという印象を周囲に与える。ときには身近な大人に甘えたり、気持ちを休めたりすることもあるが、様々な経験や対人関係の広がりから自立心が高まり、小学校就学への意欲や期待に胸を弾ませていくようになる。

2 幼保連携型認定こども園の生活

乳幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期である。したがって、幼保連携型認定こども園においては、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども

園の教育及び保育の目標を達成するために必要な様々な体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で園児が乳幼児期にふさわしい生活を営むことができるようにすることが大切である。

園児の生活は、本来、明確に区分することは難しいものであるが、具体的な生活行動に着目して、強いて分けてみるならば、食事、衣類の着脱や片付けなどのような生活習慣にかかわる部分と遊びを中心とする部分とに分けられる。園生活は、このような活動が園児の意識や必要感、あるいは興味と関連して、連続性を持ちながら生活のリズムに沿って展開される、生活の自然な流れを大切にして、園児が園生活を充実したものであると感じるようにしていくことが大切である。

このような配慮に基づく園生活は、園児にとって、家庭や地域での生活と相互に循環するような密接な関連を持ちつつ園児をより広い世界に導き、幼保連携型認定こども園が豊かな体験を得られる場となる。

園生活には、以下のような特徴があり、その中で園児一人一人が十分に自己を発揮することによってその心身の発達が促されていくのである。

(1) 園児一人一人にとってふさわしい生活の場であること

幼保連携型認定こども園においては、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違い等により、園児一人一人の生活やそこでの体験等に差異が生じる場合がある。保護者を含め大人の利益が優先されることのないよう、入園する子どもの最善の利益を守り、幼保連携型認定こども園が園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であることが大切である。

近年、子育てを取り巻く様々な環境の変化により、乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなっていることなどを踏まえ、日常生活の中で園児が他の園児を始め様々な人々と出会い、かかわり、心を通

わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくり上げていくことが重要である。幼保連携型認定こども園などのような集団生活の場が家庭や地域社会と同様に、乳幼児期の連続した生活の中にしっかりと位置付けられることが大切である。

(2) 主に同年代の園児との集団生活を営む場であること

幼保連携型認定こども園において、園児は多数の同年代の園児とかわり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、園児は他の園児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度等を身に付けていくのである。

特に近年、家庭や地域において園児が兄弟姉妹や近隣の乳幼児とかわる機会が減少していることを踏まえると、幼保連携型認定こども園において、同年齢や異年齢の園児同士が相互にかかわり合い、生活することの意義は大きい。このような集団生活を通して、園児は、物事の受け止め方などいろいろな点で自分と他の園児とが異なることに気付くとともに、他の園児の存在が大切であることを知る。また、他の園児と共に活動することの楽しさを味わいながら、快い生活を営む上での約束事やきまりがあることを知り、さらにはそれらが必要なことを理解する。こうして、園児は様々な人間関係の調整の仕方について体験を通じた学びを重ねていくのである。

(3) 園児を理解し、適切な援助を行う保育教諭等と共に生活する場であること

園生活において、園児一人一人が発達に必要な体験を得られることが大切である。そのためには、園児の発達の実情や生活の流れなどに即して、保育教諭等が園児の活動にとって適切な環境を構成し、園児同士の

コミュニケーションを図るなど、適切な援助をしていくことが最も大切である。

園生活に慣れるまでの園児は、新たな生活の広がりに対して期待と同時に、不安感や緊張感を抱いていることが多い。そのような園児にとって、自分の行動を温かく見守り、必要な援助の手を差し伸べてくれる保育教諭等の配慮により、幼保連携型認定こども園が遊ぶ喜びを味わうことのできる場となることが大切である。その喜びこそが生きる力の基礎を培うのである。

(4) 適切な環境があること

家庭や地域とは異なり、幼保連携型認定こども園においては、教育的、保育的な配慮の下に園児が友達とかかわって活動を展開するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するための時間や空間はもとより、園児が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が用意されなければならない。このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して園児一人一人の発達を促していくことが重要である。

さらに、園児の発達を促すための環境は、必ずしも園内だけにあるのではない。例えば、近くにある自然の多い場所や高齢者のための施設への訪問、地域の行事への参加や地域の人々の幼保連携型認定こども園への訪問などの機会も、園児が豊かな人間性の基礎を培う上で貴重な体験を得るための重要な環境である。

しかし、これらの環境が単に存在しているだけでは、必ずしも園児の発達を促すものになるとは限らない。まず保育教諭等は、園児が環境と出会うことでそれにどのような意味があるのかを見いだし、どのような興味や関心を抱き、どのようにかかわろうとしているのかを理解する必要がある。それらを踏まえた上で環境を構成することにより、環境が園児にとって意味あるものとなるのである。すなわち、発達に必要な体験

が得られる適切な環境となるのである。

3 幼保連携型認定こども園の役割

乳幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っているものであることを踏まえ、子ども・子育て支援に係る制度において、発達に応じた保護者の適切なかかわりや、質の高い教育及び保育並びに子育ての支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することを目指して行われるものである。

また、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者とのかかわりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、園児一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。さらに、子どもの最善の利益を第一に考える社会を目指すことを基本に、子どもが虐待、酷使、放任その他不当な取扱いから守られ、健やかな成長が図られる安全で安心な環境を整備することが必要である。

幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第2条第7項により、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設である。すなわち、幼保連携型認定こども園においては、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、この時期の子どもに健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら教育及び保育に当たらなければならない。加えて、幼保連携型認定こども園に在籍する園児の家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子

どもを対象にして、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育ての支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。

乳幼児期の教育及び保育は、大きくは家庭とそれ以外の施設等で行われ、両者は連携し、連動して子ども一人一人の育ちを促すことが大切である。元来、家庭とそれ以外の施設等においては、環境や人間関係の有様に応じてそれぞれの果たすべき役割は異なる。家庭は、愛情としつけを通して乳幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する場である。家庭以外の施設等は、家庭において保育を受けることが困難な場合に、保護者以外の大人に支えられながら、家庭に代わって保育する場であったり、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、乳幼児期なりの世界の豊かさに出会う場であったりする。さらに、地域は様々な人々との交流の機会を通して豊かな体験が得られる場である。

幼保連携型認定こども園には、このように家庭や地域とは異なる独自の働きがあり、ここに教育及び保育の内容を豊かにするに当たっての視点がある。

すなわち、幼保連携型認定こども園では、園児の主体的な活動としての遊びを十分に確保することが何よりも必要である。それは、遊びにおいて園児の主体的な力が発揮され、生きる力の基礎とも言うべき生きる喜びを味わうことが大切だからである。園児は遊びの中で能動的に対象にかかわり、自己を表出する。そこから、外の世界に対する好奇心が育まれ、探索し、物事について思考し、知識を蓄えるための基礎が形成される。また、人やものとのかかわりにおける自己表出を通して自我を形成するとともに、自分を取り巻く社会への感覚を養う。このようなことが幼保連携型認定こども園における教育及び保育の広い意味での役割とすることができる。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割も担っている。この基盤を培うとは、小学校以降の発達を見通した上で、乳幼児期に育てるべきことを乳幼児

期にふさわしい生活を通してしっかり育てることである。そのことが小学校以降の生活や学習においても重要な自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力を養うことにつながる。

また、地域の人々が園児の成長に関心を抱くことは、家庭と幼保連携型認定こども園以外の場が園児の成長に関与することとなり、園児の発達を促す機会を増やすことになる。さらに、幼保連携型認定こども園が家庭と協力して教育及び保育を進めることにより、保護者が家庭とは異なる視点から園児へのかかわりを幼保連携型認定こども園において見ることができ、視野を広げるようになるなど保護者の変容も期待できる。

第1章 総 則

幼保連携型認定こども園は小学校就学の始期に達するまでの子どもを入園させて教育及び保育を行う学校及び児童福祉施設である。幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第2条及び第9条によって幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目的及び目標が示されている。また、認定こども園法第10条に基づき、教育・保育要領において、目的及び目標をさらに具体化して、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容の基準を示すものである。

教育・保育要領第1章総則では、教育・保育要領を貫く基本的な考え方を示している。これを踏まえ、第2章以下が展開され、各章が関連し合い、全体として、一貫性を持ち、教育及び保育の質の向上に資するという構成を成している。

各幼保連携型認定こども園においては、教育・保育要領に示されていることを基として、乳幼児期にふさわしい教育及び保育の展開を目指す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の在り方を理解し、園児の心身の発達、幼保連携型認定こども園や地域の実態に即し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成することが大切である。

第1節 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

1 教育及び保育の基本

1 教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定

こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

(1) 人格形成の基礎を培うこと

教育及び保育は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、園児の望ましい発育・発達を期待し、園児の持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、乳幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。

園児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。園児は、環境との相互作用の中で、体験を深め、そのことが園児の心を揺り動かし、次の活動を引き起こす。そうした体験の連なりが幾筋も生まれ、園児の将来へとつながっていく。

そのため、幼保連携型認定こども園では、園児の生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うことが大切である。

(2) 環境を通して行う教育及び保育

① 環境を通して行う教育及び保育の意義

一般に、乳幼児期は自分の生活を離れて知識や技能を一方向的に教えられて身に付けていく時期ではなく、生活の中で自分の興味や欲求に基

づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度などが次第に培われる時期であることが知られている。すなわち、この時期の教育及び保育においては、生活を通して園児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味を持って環境にかかわることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験が重視されなければならない。

本来、人間の生活や発達は、周囲の環境との相互関係によって行われるものであり、それを切り離して考えることはできない。特に、乳幼児期は心身の発達が著しく、環境からの影響を大きく受ける時期である。したがって、この時期にどのような環境の下で生活し、その環境にどのようなにかかわったかが将来にわたる発達や人間としての生き方に重要な意味を持つことになる。

幼保連携型認定こども園は、乳幼児期にふさわしい園児の生活を実現することを通して、その発達を可能にする場である。そのためには、家庭や地域と連携を図りながら、幼保連携型認定こども園で得られる経験が実現できるようにする必要がある。

したがって、幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、認定こども園法に規定された目的や目標が達成されるよう、乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、園児の生活の実情に即した教育課程その他の教育及び保育の内容を明らかにして、それらが生活を通して園児の中に育てられるように計画性を持った適切な教育及び保育が行われなければならない。つまり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、教育課程その他の教育及び保育の内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境にかかわって園児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって園児の発達を促すようにすること、すなわち環境を通して行う教育及び保育が基本となるのである。

② 園児の主体性と保育教諭等の意図

このような環境を通して行う教育及び保育は、園児の主体性と保育教諭等の意図がバランスよく絡み合って成り立つものである。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育が目指しているものは、園児が一つ一つの活動を効率よく進めるようになることではなく、園児が自ら周囲に働き掛けてその園児なりに試行錯誤を繰り返し、自ら発達に必要なものを獲得しようとする意欲や生活を営む態度、豊かな心を育むことである。このような心情、意欲、態度は、いろいろな活動を保育教諭等が計画したとおりに、全てを行わせることにより育てられるものではない。園児が自ら周囲の環境に働き掛けて様々な活動を生み出し、それが園児の意識や必要感、あるいは興味などによって連続性を保ちながら展開されることを通して育てられていくものである。

つまり、保育教諭等主導の一方的な教育及び保育の展開ではなく、園児一人一人が保育教諭等の援助の下でその主体性を発揮して活動を展開していくことができるような園児の立場に立った教育及び保育の展開である。活動の主体は園児であり、保育教諭等は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図を持って環境を構成していく。もとより、ここでいう環境とは物的な環境だけでなく、保育教諭等や友達とのかかわりを含めた状況全てである。園児は、このような状況が確保されて初めて十分に自己を発揮し、健やかに発達していくことができるのである。

その際、保育教諭等には、常に日々の園児の生活する姿を捉えることが求められる。保育教諭等は、園児が何に関心を抱いているのか、何に意欲的に取り組んでいるのか、あるいは取り組もうとしているのか、何に行き詰まっているのかなどを捉える必要があり、その捉えた姿から、園児の生活や発達を見通して指導の計画を立てることになる。すなわち、今園児が取り組んでいることはその園児にとって十分できることなのか、新たな活動を生み出すことができることなのかなど、これまでの生

活の流れや園児の意識の流れを考慮して指導の計画を立てることになる。しかし、どんなに園児の願いを受け止め、工夫して計画しても、その中で園児が何を体験するかは園児の活動に委ねるほかはない場合もある。しかし、園児をただ遊ばせているだけでは教育及び保育は成り立たない。園児をただ遊ばせているだけでは、園児の主体的な活動を促すことにはならないからである。園児一人一人に今どのような体験が必要なのだろうかと考え、そのためにはどうしたらよいかを常に工夫し、日々の教育及び保育に取り組んでいかなければならない。

③ 環境を通して行う教育及び保育の特質

園児の健康と安全を守ることは、幼保連携型認定こども園における基本的かつ重大な責任であると言える。全職員が常に心を配り、確認を怠らず、園児が安心、安全に過ごすことができる教育及び保育の環境を園全体で整え、園児の生命を守り、その活動を支えていく。

また、教育及び保育は、子どもの持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みであるとともに、人間の文化の継承であると言われている。環境を通して行う教育及び保育は、園児との生活を大切にしたい教育及び保育である。園児が、保育教諭等と共に生活する中で、人やものなどの様々な環境と出会い、それらとのふさわしいかわり方を身に付けていくこと、すなわち、保育教諭等の支えを得ながら文化を獲得し、自己の可能性を開いていくことを大切にしたい教育及び保育なのである。園児一人一人の潜在的な可能性は、園児が保育教諭等と共にする生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。それゆえに、園児を取り巻く環境がどのようなものであるかが重要になってくる。

したがって、環境を通して行う教育及び保育は、遊具や用具、素材だけを配置して、後は園児に任せるといったものとは本質的に異なるものである。もとより、環境に含まれている教育的及び保育的価値を保育教

諭等が取り出して直接園児に押し付けたり，詰め込んだりするものでもない。環境の中に教育的及び保育的価値を含ませながら，園児が自ら興味や関心を持って環境に取り組み，試行錯誤を経て，環境へのふさわしいかかわり方を身に付けていくことを意図した教育及び保育である。それは同時に，園児の環境との主体的なかかわりを大切にした教育及び保育であるから，園児の視点から見ると，自由感あふれる教育及び保育であると言える。

例えば，砂や水，泥といった園児の遊びには欠かせない素材とのかかわりから環境について考えてみる。砂場を設置するだけでなく，園児一人一人の発達の段階や興味や関心，時期や季節等によって，砂場の状態や必要な道具等，園全体の環境を工夫する必要がある。登園前に砂を少し湿らせておき，2歳頃の園児でも握ったり，固めたりすることができるようにしておいたり，砂のふかふかの感触が全身で味わえるように十分掘り起こしておいたりすることも必要である。園児の中には砂で遊びたいという気持ちを持ちながらも，他の大勢の園児が遊ぶ園庭へなかなか出て行くことができない場合もある。そのような場合，保育室前の戸外に砂場の砂を運んで山のように盛り，スコップやプリンカップ等の砂場道具を置いておく状況をつくることで安心して遊び始めることができるであろう。保育室から保育教諭等が他の園児と砂を盛ったり，型抜きをしたりして楽しそうに遊ぶ姿を目にすることで，思わず触れてみたくもなり自発的に動き出すであろう。この時期にはしたいことがすぐ実現できるように，砂場道具を園児数分用意しておくことも必要な環境である。安心して遊ぶことができるようになった頃，砂場に誘ってみることで，園児はさらに広い砂場やいろいろな砂場の道具，5歳頃の園児のダイナミックな遊びの様子に影響を受け遊びの世界を広げていく。砂の感触を心ゆくまで楽しんだり，試行錯誤しつつ砂の様々な性質を体感したりしながら，充実感を味わっていく。こうした園児は，例えば固めるのに適した土や表面を乾燥させるための砂など，園内のあらゆる場から探

し出したり，試してみたりするなど，探究心をかき立てられていく。友達同士で砂や土等の情報を共有するなど，人やものへのかかわりを深めていく。

このような環境を通して行う教育及び保育の特質についてまとめると，次のようなことが言えると考えられる。

環境を通して行う教育及び保育において，園児が自ら心身を用いて対象にかかわっていくことで，対象，対象とのかかわり方，さらに，対象とかかわる自分自身について学んでいく。園児のかかわりたいという意欲から発してこそ，環境との深いかかわりが成り立つ。この意味では，園児の主体性が何よりも大切にされなければならない。

そのためには，園児が自分から興味を持って，遊具や用具，素材についてふさわしいかかわりができるように，遊具や用具，素材の種類，数量及び配置を考えることが必要である。このような環境の構成への取組により，園児は積極性を持つようになり，活動の充実感や満足感が得られるようになる。園児の周りに意味のある体験ができるような対象を配置することにより，園児のかかわりを通して，その対象の潜在的な学びの価値を引き出すことができる。その意味においては，テーブルや整理棚など生活に必要なものや遊具，自然環境，保育教諭等の間での協力体制など園全体の教育及び保育の環境が，園児にふさわしいものとなっているかどうかとも検討されなければならない。

環境とのかかわりを深め，園児の学びを可能にするものが，保育教諭等の園児とのかかわりである。保育教諭等のかかわりは，基本的には間接的なものとしつつ，長い目では乳幼児期に園児が学ぶべきことを学ぶことができるように援助していくことが重要である。また，園児の意欲を大事にするには，園児の遊びを大切にしていって，やってみたいと思えるようにするとともに，試行錯誤を認め，時間を掛けて取り組めるようにすることも大切である。

保育教諭等自身も環境の一部である。保育教諭等の動きや態度は園児

の安心感の源であり、園児の視線は、保育教諭等の意図する、しないにかかわらず、保育教諭等の姿に注がれていることが少なくない。物的環境の構成に取り組んでいる保育教諭等の姿や同じ仲間の姿があつてこそ、その物的環境への園児の興味や関心が生み出される。保育教諭等がモデルとして物的環境へのかかわりを示すことで、充実した環境とのかかわりが生まれてくる。

(3) 幼保連携型認定こども園における指導の意義

一般に「指導」という場合、相手に対して一方的に知識や技能を与えるものであるという受け止め方をされることもあるが、幼保連携型認定こども園における指導は、園生活全体を通して園児の発達の実情を把握して園児一人一人の特性や発達の課題を捉え、園児の行動や発見、努力、工夫、感動などを温かく受け止めて認めたり、共感したり、励ましたりして心を通わせ、園生活の流れや発達などに即した具体的なねらいや内容にふさわしい環境をつくり出し、園児の展開する活動に対して必要な助言・指示・承認・共感・励ましなどが含まれる。

こうした指導は、乳幼児の理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、園児の活動に沿った必要な援助的なかかわり、反省と評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われるものである。

教育・保育要領第3章の第1の6では「園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかかわりを持つことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること」としている。このため、保育教諭等は、主体的な活動を通して園児一人一人が着実な発達を遂げていくために、園児の

活動の場面に応じて様々な役割を果たしつつ、適切な指導をしていかなければならない。幼保連携型認定こども園における教育及び保育において、指導上、保育教諭等が担う役割は極めて重要なのである。

(4) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に関連して重視する事項

環境を通して教育及び保育を行うということは園児の生活を大切にすることである。乳幼児期には特有の心性や生活の仕方がある。それゆえ、幼保連携型認定こども園で展開される生活や指導の在り方は乳幼児期の特性にかなったものでなければならない。このようなことから、特に重視しなければならないこととして、「安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること」、「乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」、「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」、「園児一人一人の特性や発達の過程に応じた指導が行われるようにすること」の4点が挙げられる。

これらの事項を重視して教育及び保育を行わなければならないが、その際には、同時に、保育教諭等が園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成すべきこと及び保育教諭等が園児の活動の場面に応じて様々な役割を果たし、園児の活動を豊かにすべきことを踏まえなければならない。

乳幼児期の教育及び保育は、将来への見通しを持って、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

① 安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験

乳幼児期は、自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感から生じる安定した情緒が支えとなって、次第に自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていくとともに、園児は自分を守り、

受け入れてくれる大人を信頼する。すなわち大人を信頼するという確かな気持ちが園児の発達を支えているのである。

この時期、園児は自ら世界を拡大していくために、あらゆることに挑戦し、自分でやりたいという気持ちが強まる。その一方で、信頼する大人に自分の存在を認めてもらいたい、愛されたい、支えられたいという気持ちを持っている。したがって、園生活では、園児は保育教諭等を信頼し、その信頼する保育教諭等によって受け入れられ、見守られているという安心感を持つことが必要である。その意識の下に、必要なときに保育教諭等から適切な援助を受けながら、園児が自分の力でいろいろな活動に取り組む体験を積み重ねることが大切にされなければならない。それが自立へ向かうことを支えるのである。

② 乳幼児期にふさわしい生活の展開

ア 興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる生活

乳幼児期の生活は、そのほとんどは興味や関心に基づいた自発的な活動からなっている。この興味や関心から発した直接的で具体的な体験は、園児が発達する上で豊かな栄養となり、園児はそこから自分の生きる世界について多くのことを学び、様々な力を獲得していく。興味や関心から発した活動を十分に行うことは、園児に充実感や満足感を与え、それらが興味や関心をさらに高めていく。それゆえ、園生活では、園児が主体的に環境とかかわり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようにすることが大切である。

イ 友達と十分にかかわって展開する生活

乳幼児期には、次第に園児は自分以外の園児の存在に気付き、友達と遊びたいという気持ちが高まり、友達とのかかわりが盛んになる。相互にかかわることを通して、園児は自己の存在感を確認し、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高め、自律性を身に付けていく。このように、乳幼児期には社会性が著しく発達

していく時期であり、友達とのかかわりの中で、園児は相互に刺激し合い、様々なものや事柄に対する興味や関心を深め、それらにかかわる意欲を高めていく。それゆえ、園生活では、園児が友達と十分にかかわって展開する生活を大切にすることが重要である。

③ 遊びを通しての総合的な指導

ア 乳幼児期における遊び

乳幼児期の生活のほとんどは、遊びによって占められている。遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、時のたつのも忘れ、そのかかわり合いそのものを楽しむことにある。すなわち遊びは遊ぶこと自体が目的であり、人の役に立つ何らかの成果を生み出すことが目的ではない。しかし、乳幼児期の遊びには園児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれている。

遊びにおいて、園児が周囲の環境に思うがままに多様な仕方でかかわるということは、園児が周囲の環境に様々な意味を発見し、様々なかかわり方を発見するということである。例えば、木の葉を木の葉として見るだけではなく、器として、お金として、切符として見ることもある。また、砂が水を含むと固形状になり、さらには、液状になることを発見し、その状態の変化とともに、異なったかかわり方を発見する。これらの意味やかかわり方の発見を園児は、思考を巡らし、想像力を発揮して行うだけでなく、自分の体を使って、また、友達と共有したり、協力したりすることによって行っていく。そして、この発見の過程で、園児は、達成感、充実感、満足感、挫折感、葛藤などを味わい、精神的にも成長する。

このように、自発的な活動としての遊びにおいて、園児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていくのである。その意味で、自発的な活動としての遊びは、乳幼

児期特有の学習なのである。したがって、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である。

イ 総合的な指導

遊びを展開する過程においては、園児は心身全体を働かせて活動するため、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。つまり、乳幼児期には諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのである。

例えば、園児は自分の見たことや考えたことなどを自分なりに捉えたまま言葉にするため、その場にいなかった他の園児にはなかなか伝わらないことが多い。しかし、友達と一緒に遊ぶ中で、コミュニケーションを取ろうとする意識が高まり、次第に状況に依存しない言語表現力が獲得されていく。

言語能力が伸びるにつれて、言語により自分の行動を計画し、制御するようになるとともに、自己中心的な思考から相手の立場に立った思考もできるようになる。こうして社会性、道徳性が培われる。そのことは、ますます友達と積極的にかかわろうとする意欲を生み、さらに、友達と遊ぶことを通して運動能力が高まる。そして、より高度で複雑な遊びを展開することで、思考力が伸び、言語能力が高まる。象徴機能である言語能力の発達には、見立てやごっこ遊びという活動の中で想像力を豊かにし、それを表現することを通して促される。このように、遊びを通して園児の総合的な発達が実現していく。

遊びを通して総合的に発達を遂げていくのは、園児の様々な能力が一つの活動の中で関連して同時に発揮されており、また、様々な側面の発達が促されていくための諸体験が一つの活動の中で同時に得られているからである。例えば、園児が何人かで段ボールの家を作っているとする。そのとき園児は大まかではあるが、作ろうとする家のイメージを描く。そのことで園児は作業の段取りを立て、手順を考えるとというように、思

考力を働かせる。一緒に作業をするために、園児は自分のイメージを言葉や身体の仕草などを用いて伝え合うことをする。相互に伝え合う中で、相手に分かってもらえるように自分を表現し、相手を理解しようとする。このようなコミュニケーションを取りながら一緒に作業を進める中で、相手に即して自分の行動を規制し、役割を実行していく。また、用具を使うことで身体の運動機能を発揮し、用具の使い方を知り、素材の特質を知っていく。そして、段ボールの家が完成すれば、達成感とともに、友達への親密感を覚える。

このように、一つの遊びを展開する中で、園児はいろいろな経験をし、様々な能力や態度を身に付ける。したがって、具体的な指導の場面では、遊びの中で園児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られるような状況をつくることを大切にしなければならない。そして、常に園児の遊びの展開に留意し、適切な指導をしなければならない。園児の生活そのものとも言える遊びを中心に、園児の主体性を大切にす指導を行おうとするならば、それはおのずから総合的なものとなるのである。

④ 園児一人一人の発達の特性に応じた指導

ア 園児一人一人の発達の特性

園児の発達の姿は、発達の道筋としては共通した過程をたどると考えられる。園児を指導する際に、保育教諭等はその年齢の多くの園児が示す発達の姿について心得ておくことは、指導の仕方を大きく誤らないためには必要である。しかし、それぞれ独自の存在としての園児一人一人に目を向けると、その発達の姿は必ずしも一様ではないことが分かる。

園児は、一人一人の家庭環境や生活経験も異なっている。それゆえ、園児一人一人の人や事物へのかかわり方、環境からの刺激の受け止め方が異なってくる。例えば、同じ年齢の園児であっても、大胆で無秩序な世界を好む園児もいれば、逆に、自制的で整然とした世界を好む園児も

いる。園生活を送る過程で、前者の園児が秩序を受け入れるようになっていたり、後者の園児が大胆さを受け入れるようになっていたりする。

このように、園児一人一人の環境の受け止め方や見方、環境へのかかわり方が異なっているのである。すなわち、園児はその園児らしい仕方で環境に興味や関心を持ち、環境にかかわり、何らかの思いを実現し、発達するために必要ないろいろな体験をしているのである。園児のしようとしている行動が、多くの園児が示す発達の姿から見ると好ましくないと考えることもある。しかし、その行動をし、その行動を通して実現しようとしていることがその園児の発達にとって大事である場合がしばしばある。それゆえ、保育教諭等は、園児が自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、園児一人一人の見方、考え方、感じ方、かかわり方などの発達の特性を理解し、その特性やその園児が抱えている発達の課題に応じた指導を行うことが大切である。

ここでいう発達の課題とは、その時期の多くの園児が示す発達の姿に合わせて設定されている課題のことではない。発達の課題は園児一人一人の発達の姿を見つめることにより見いだされるそれぞれの課題である。その園児が今、興味や関心を持ち、行おうとしている活動の中で実現しようとしていることが、その園児の発達にとっては意味がある。したがって、発達の課題は園児の生活の中で形を変え、いろいろな活動の中に表現されることもある。例えば、鉄棒で遊びたいを気持ちを持ちながらもなかなか行動に移せない園児が、鉄棒で遊んでいた友達がいなくなってから一人で鉄棒にぶら下がってみたり、あるいは皆が縄跳びに興じているのをすぐそばで楽しそうに掛け声を発しながら見たりしている場合、その園児はそれまで苦手にしてきたことに挑戦しようとしていると理解することができるだろう。そして、挑戦した結果、成功すれば、その園児は自信を持つと考えられる。そうであれば、今この園児の発達

の課題は自信を持つことであると言える。

このように、保育教諭等は園児一人一人の発達の特性と発達の課題を把握し、その園児らしさを損なわないように指導することが大切である。

イ 園児一人一人に応じることの意味

④アに述べたように、園児は一人一人が異なった発達の姿を示す。それゆえ、保育教諭等は園児の発達に即して、園児一人一人に応じた指導をしなければならない。園児は、自分の要求を満たしてくれる保育教諭等に親しみや自分に対する愛情を感じて信頼を寄せるものである。しかし、園児一人一人に応じるというとき、ただ単にそれぞれの要求に応えればよいというわけではない。このような要求や主張を表面的に受け止めて応えようとすれば、全てに応じきれなくなり、逆に園児に不信感や不安を抱かせてしまう。また、応じ方の度が過ぎれば園児の依頼心やわがままを助長するなど、自立を妨げることにもなる。保育教諭等の応答は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目指す心情、意欲、態度を育てるために、園児一人一人の何に応じればよいのか考えたものでなければならない。

保育教諭等は、あるときは園児の要求に即座に応えるのではなく、自分で考える機会を与え、園児同士で教え学び合うように促していく必要がある。また、同じような要求であっても、園児に応じて応え方を変える必要がある。そのような応答のためには、保育教諭等が、園児の具体的な要求や行動の背後に、意欲や意志の強さの程度、明るい気分、不満に満ちた状態、気落ちした気分などの心情の状態など園児の内面の動きを察知することが大切である。そして、その園児がそれらの要求や行動を通して本当に求めていることは何かを推し量り、その園児の発達にとってどのような経験が必要かをそれぞれの場面で可能な範囲で把握していることが大切である。

例えば、園児数人と保育教諭等とで鬼遊びをしているとする。ほとんどの園児が逃げたり、追い掛けたり、捕まえたり、捕まえられたりする

ことを楽しんでいる中で、ある園児は保育教諭等の仲立ちなしには参加できないことがある。その園児はやっと泣かずに登園できるようになり、保育教諭等を保護者のように慕っている。保育教諭等と一緒に行動することで、その園児にとって保育教諭等を仲立ちに他の園児と遊ぶ楽しさを味わうという体験にしたいと保育教諭等は考える。そう考えた保育教諭等は、鬼遊びのルールを守って遊ぶということにならなくても、その園児の要求に応え、手をつないで一緒に行動しようとするだろう。

このように、ある意味で園児一人一人に応じることは、園児一人一人が過ごしてきた生活を受容し、それに応じるということなのである。それはまず、園児の思い、気持ちを受け止め、園児が周囲の環境をどう受け止めているのかを理解すること、すなわち、園児の内面を理解しようとするところから始まるのである。そして、その園児が真に求めていることに即して必要な経験を得られるように援助していくのである。このことは、園児一人一人をかけがえのない存在として見、それぞれの行動の仕方、表現の仕方などの独自の生き方をしていると考え、その独自性を大切にすることなのである。

ただし、園児一人一人に応じるとはいつでも活動形態を個々ばらばらにするということではない。幼保連携型認定こども園は集団の教育力及び保育力を生かす場である。集団の生活の中で、園児が互いに影響し合うことを通して、園児一人一人の発達が促されていく。それゆえ、園児一人一人の発達の特性を生かした集団をつくり出すことを常に考えることが大切である。

ウ 園児一人一人に応じるための保育教諭等の基本姿勢

④イに述べたように、園児一人一人に応じた指導をするには、保育教諭等が園児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢で教育及び保育に臨むことが重要である。

(第2章 第2節 2 人とのかかわりに関する領域「人間関係」[内容の取扱い] (1) 170ページを参照)

また、一人一人の保育教諭等がこのような基本的な姿勢を身に付けるためには、自分自身を見つめることが大切である。

園児一人一人に応じた適切な指導をするために、保育教諭等は園児一人一人の発達の姿や内面を理解する必要があるが、保育教諭等の目の前に現れる園児の姿は保育教諭等とのかかわりの下に現れている姿でもある。ところが、園児の中に入っているとき、保育教諭等は自分がどういう在り方をしているのか十分意識しているわけではない。例えば、泥遊びの場面を見ると、園児から身を引いているかもしれない。

このように、保育教諭等には、必ずしも自覚していない仕方で園児にかかわっている部分がある。それが園児の姿に影響を及ぼしていることが十分考えられるのである。それゆえ、園児の姿を理解しようとするならば、保育教諭等は園児とかがわっているときの自分自身の在り方やかかわり方に、少しでも気付いていく必要がある。実際に行った園児とのかかわりを振り返り、自分自身を見つめることを通して、自分自身に気付いていくことができるのであり、繰り返し、そのように努めることで、園児一人一人に応じたより適切なかかわりができるようになるのである。

また、保育教諭等は自分の心の状態を認識し、安定した落ち着いた状態でいられるように努めることも大切である。

(5) 計画的な環境の構成

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児自らが積極的に事物や他者、自然事象、社会事象など周囲の環境とかがわり、体験することを通して、生きる力の基礎を育て、発達を促すものである。

園児は遊ぶことが好きであるからといって、保育教諭等は園児の遊びを放っておいてよいわけではない。なぜなら、園児は常に積極的に環境にかかわって遊び、望ましい方向に向かって発達していくとは限らない

からである。園児が望ましい方向に向かって発達していくということは、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に示された方向に向かって発達していくことである。どのような環境にいかにかかわるかを、全て園児自身に委ねていたのでは、偶然の出来事に頼ることとなり、発達に必要な体験を保障することが困難な場合も生じてくる。また、園児は一人一人興味や関心を向けるものが異なる。保育教諭等は、園児が必要な体験を積み重ねていくことができるよう、発達の道筋を見通して、教育的及び保育的に価値のある環境を計画的に構成していかなければならない。園児一人一人がかかわっている活動の各々の展開を見通すとともに、学期、年間、さらに、入園から修了までの園生活、修了後の生活という長期的な視点に立って園児一人一人の発達の道筋を見通して現在の活動を位置付け、園児の経験の深まりを見通すことが大切である。そして、望ましい方向へ向かうために必要な経験ができるよう環境を構成していく必要がある。

見通しを持ち、計画を立てることによって初めて、園児が今経験していることの意味を理解し、発達を促すかかわりや環境の構成を考えることができる。しかし、園児の活動の展開は多様な方向に躍動的に変化するものであり、常に見通しと一致するわけではない。したがって、計画を立てて環境を構成すればそれでよいというわけではない。常に活動に沿って環境を構成し直し、その状況での園児の活動から次の見通しや計画を持ち、再構成し続けていくことが必要となるのである。

① 園児の主体的な活動と環境の構成

園児が意欲を持って積極的に周囲の環境にかかわっていくこと、すなわち、主体的に活動を展開することが乳幼児期の教育及び保育の前提である。園児が主体的に活動を行うことができるか否かは環境がどのように構成されているかによって大きく左右される。園児が興味や関心を持ち、思わず、かかわりたくなるような人やもの、事柄があり、さらに、

興味や関心が深まり、意欲が引き出され、意味のある体験をすることができるように適切に構成された環境の下で、園児の主体的な活動が生じる。そして、その基礎には安心感や安定感がある。例えば、ジャングルジムの一番上まで登ってみたいと興味を示しても、恐怖心や自分にできるだろうかという不安から取り組むことをためらっている園児がいる。このときに自分を守ってくれていると感じられる保育教諭等のまなざしや励ましの言葉、楽しそうにジャングルジムに登り始めた友達の姿や友達からの誘いがあることなどによって、園児は活動を始める。

園児が主体的に活動できる環境を構成するためには、園児の周りにある様々な事物、生き物、友達や保育教諭等の他者、自然事象・社会事象などが園児一人一人にどのように受け止められ、いかなる意味を持つのかを保育教諭等自身がよく理解する必要がある。環境を構成するためには、遊具や用具、素材など様々な要素が、遊びを通して園児の発達にどう影響するかを考える必要もある。また、遊びの中での事物や事象とのかかわりが、発達の過程でどのような違いとなって表れるかを知らなければならぬ。例えば、砂と土では、それぞれ固有の性質があり、そこから引き出される遊びの展開には違いが見られる。また、砂で遊ぶときにも発達の過程によってかかわりは異なってくる。同じ事物でも園児の発達によってかかわり方は異なり、また、同じ場であっても、園児のそのときの状況によって異なる。砂場が一人で安心していられることを求める場であったり、いろいろな型に詰めて形を作ることができるという砂の持つ面白さにひかれる場であったり、また、友達と一緒にトンネルを掘ることを楽しむ場であったりする。園児の行動や心情によって、同じ場や素材でもそこで園児が経験するものは違っている。したがって、保育教諭等の援助もそれぞれにふさわしいものに変えなければならない。園児の興味や関心に即しながらも、その時期にその園児の中にどのような育ちを期待したいか、そのために必要な経験は何かを考え、その経験が可能となるように環境を構成していくことが大切である。

このように、園児の主体的な活動のための環境を構成することは、一言で言えば、園児を理解することにより可能となる。その時期の園児の環境の受け止め方や環境へのかかわり方、興味や関心の在り方や方向、一日の生活の送り方などを理解し、そこから園児一人一人にとって必要な経験を考え、適切な環境を構成するのである。ここで念頭に置かなければならないことは、保育教諭等自身が重要な環境の一つであることである。乳幼児期には、一緒に生活している大人の影響を特に強く受ける。先に述べたように、保育教諭等の身の置き方や行動、言葉、心情、態度など存在そのものが園児の行動や心情に大きな影響を与えている。したがって、保育教諭等は自分も園児にとって環境の非常に重要な一部となっていることを認識して環境の構成を考える必要がある。

このようにしてあらかじめ構成された環境の下で、園児は主体的に環境とかかわり、活動を展開する。主体的にかかわるとは、園児なりに思いや願いを持ち続け、かかわっていくことである。園児の興味や関心は次々と変化したり、あるいは深まったり、発展していく。それに伴って環境の条件も変わらざるを得ない。それゆえ、環境が最初に構成されたまま固定されては、園児の主体的な活動が十分に展開されなくなり、経験も豊かなものとはならない。したがって、構成された環境はこのような意味では暫定的な環境と考えるべきであり、保育教諭等は園児の活動の流れや心の動きに即して、常に適切なものとなるように、環境を再構成していかなければならないのである。

② 園児の活動が精選されるような環境の構成

園児が積極的に環境にかかわり、活動を展開する場合、その活動は多様な仕方で展開される。この多様な仕方でという意味は、様々な形態の活動が行われることであり、一つの活動が変容し、新たな発展をしていくことでもある。園児一人一人の興味や関心を大切にして指導するためには、様々な形態の活動が行われることも重要である。しかし、同時に

園児が活動に没頭し、遊び、充実感や満足感を味わっていくことが重視されなければならない。活動を豊かにすることは、いろいろなことをできるようにすることと同じではない。重要なのは、活動の過程で園児自身がどれだけ遊び、充実感や満足感を得ているかであり、活動の結果どれだけのことができるようになったか、何ができたかだけを捉えてはならない。なぜなら、活動の過程が意欲や態度を育み、生きる力の基礎を培っていくからである。

そのためには、一つの活動に没頭して取り組むことができることも大切である。いろいろな活動を次から次へとやっているのでは、多少の楽しさはあったとしても充実感や満足感を覚えることはできない。それゆえ、保育教諭等は園児が本当にやりたいと思い、専念できる活動を見つけていくことができるように、つまり、いろいろあり得る活動の中から興味や関心のある活動を選び取っていくことができるように、しかも、その活動の中で発達にとって大切な体験が豊かに得られるように環境を構成することが必要である。このような環境の構成は、保育教諭等の行動としてみれば、新しい事物を出したり、かかわりを増やしたりしていくことだけではない。反対に、その活動にとって不要なものやかかわりを整理し、取り去ったり、しばらくはそのままにして見守ったりしていくことも必要となる。

園児の活動が精選される環境を構成するには、園児の興味や関心の在り方、環境へのかかわり方、発達の実情などを理解することが前提である。その上で園児が興味や関心のある活動にじっくり取り組むことができるだけの時間、空間、遊具などの確保が重要である。さらに、保育教諭等自身が活動に参加するなど、興味や関心を共有して活動への取組を深める指導が重要になる。

このように、活動を充実することは、園児がいろいろな活動を行うことや取り組もうとしている活動を早く完了させることではない。園児が活動に没頭する中で思考を巡らし、心を動かしながら豊かな体験をして

いくことである。そして、保育教諭等は、このような活動がより豊かに行われるように、園児と活動を共にしながら環境の構成を工夫する必要がある。

2 教育及び保育の目標

2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については、小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意すること。

園児は、家庭、地域社会、幼保連携型認定こども園という一連の流れの中で生活している。特に、子ども・子育て支援法で示されているとおり、父母その他保護者が子育てについて第一義的責任を有している。園児が望ましい発達を遂げていくためには、家庭との連携を十分図って個々の園児に対する理解を深めるとともに、幼保連携型認定こども園での生活の様子なども家庭に伝えていくなど、幼保連携型認定こども園と家

庭が互いに園児の望ましい発達を促すために思っていることを伝え合い、考え合うことが大切である。

幼保連携型認定こども園では、教育・保育要領第1章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づき、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の生活を一体的に展開し、その中で園児に育つことが期待される心情、意欲、態度等を育成していく。幼保連携型認定こども園は、そのことにより生きる力の基礎を育成するよう、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を達成するよう努めなければならない。幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標に含まれる意図を十分に理解して、園児の健やかな成長のために園児が適当な環境の下で他の園児や保育教諭等と楽しく充実した生活を営む中で、様々な体験を通して生きる力の基礎を育成するようにすることが重要である。

(参考) 認定こども園法 (平成18年法律第77号)

第2条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護

者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 6 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

「幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成する」とは、乳幼児期の特性を踏まえた幼保連携型認定こども園の教育及び保育をしっかりと行うことが、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことと、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成することにつながることを意味している。

教育・保育要領では、発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現

に関する領域「表現」としてまとめ、示している。幼保連携型認定こども園では、これらに示す「ねらい」が総合的に達成されるよう教育及び保育を行うことにより、生きる力の基礎を育成している。そして、その成果が小学校につながり、より豊かな小学校生活を送ることができるようになる。

例えば、幼保連携型認定こども園においては、園児はそれぞれの興味や関心に応じ、生活や遊びといった直接的・具体的な体験などを通じて園児なりのやり方で学んでいくものであって、小学校以降の学習と異なり、保育教諭等があらかじめ立てた目的に沿って、順序立てて言葉で教えられ学習するのではない。園児が、生活や遊びを通じて、学ぶことの楽しさを知り、積極的に物事にかかわろうとする気持ちを持つようになる過程こそ、小学校以降の学習意欲へとつながり、さらには、社会に出てからも物事に主体的に取り組み、自ら考え、様々な問題に積極的に対応し、解決していくようになっていく。乳幼児期に多様な体験をし、様々なことに興味や関心を広げ、それらに自らかかわろうとする気持ちを育むことは、人生最初の段階である乳幼児期から重要なことである。ここでは例として、このような視点から述べたが、幼保連携型認定こども園においては、生きる力の基礎の育成を目指し、教育・保育要領第2章の第1に示す「ねらい」が総合的に達成されるよう活動を行うことが重要である。

また、園児が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場が幼保連携型認定こども園であることを踏まえ、園児の現在が心地よく生き生きと幸せであるとともに、その未来も見据え長期的な視野を持って、保護者と共に生涯にわたる生きる力の基礎を培う生活を保障していくことが重要である。それは、園児が現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことであり、また、生涯、発達し続けていく園児一人一人の可能性を信じることでもある。幼保連携型認定こども園における教育及び保育は一体となって園

児の現在と未来をつなげる営みとも言えるであろう。

このように、幼保連携型認定こども園の教育及び保育は、義務教育の基礎を培うことはもとより、義務教育以降の教育の基礎、つまり生涯にわたる教育の基礎を培う重要なものであることを忘れてはならない。

認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については、発達や学びの連続性及び生活の連続性の観点から、小学校就学の始期に達するまでの全体が園児の生きる力の基礎を育成することを保育教諭等や保護者等で共有することが大切である。

第2節 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

1 全体的な計画の作成

各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

（1）全体的な計画の作成の基本

教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成に当たっては、認定こども園法、教育基本法、児童福祉法、学校教育法及び学校保健安全法等の法律の他、これらに係る政令や省令、そして、教育・保育要領により、種々の定めがなされており、これらに従って作成しなければならない。その際、各幼保連携型認定こども園では、園長の責任の下、全

職員が協力し、作成に当たる必要がある。

(2) 教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かすこと

幼保連携型認定こども園においては、義務教育及びその後の教育の基礎としての満3歳以上の園児に対する教育と、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する保育を一体的に提供し、0歳から小学校就学前までの園児の教育及び保育が一貫して行われる。このため、教育及び保育の内容に関する全体的な計画としては、満3歳以上の園児の教育課程に係る教育時間の教育活動のための計画と、満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画、満3歳未満の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画、地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動のための計画が必要である。さらに延長保育、夜間保育、休日保育などを実施している場合には、それらも含めて園児の園生活全体を捉えた計画が必要である。

ただし、これらの計画はそれぞれに作成するものではなく、幼保連携型認定こども園においては、教育及び保育の内容についての相互関連を図り、調和と統一のとれた計画であることが重要である。その際、各幼保連携型認定こども園や地域等の人的・物的な環境の条件等を踏まえ、それらを十分に生かして、園児一人一人にとってその園生活がよりよいものとなるよう、創意工夫をすることが求められる。

「一体的に提供する」ということは、単に、義務教育及びその後の教育の基礎としての満3歳以上の園児に対する教育と、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する保育のそれぞれに時間を確保していればよいということではない。園児の生活や発達を見通して園児一人一人にとって、無理なく自然な流れで構成されることである。

なお、こうした一体的な提供を可能とするためには、園長のリーダーシップの下で保育教諭等が、それぞれの幼保連携型認定こども園で目指す園児像や修了までに育てたいことなどについて十分に話し合い、それらを共有することが必要である。

(3) 園児の心身の発達

幼保連携型認定こども園において、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する際、園児の調和のとれた発達を図るという観点から、園児の生活や発達の見通しなどを持って臨む必要がある。

その際、幼保連携型認定こども園では、入園した時期により集団生活の経験年数が異なる園児がいることなどに配慮して作成する必要がある。このため、各幼保連携型認定こども園においては、日々の教育及び保育の中での園児の姿を記録し、それらを累積して、園児一人一人が入園から修了までの期間において、どのような発達の道筋をたどっていくのか、また、その発達が異なる園児同士のかかわり合いが、園児一人一人の発達にどのような影響をもたらすのか等、修了までの発達の過程をきめ細かく捉える必要がある。

(4) 園の実態

幼保連携型認定こども園の規模、職員の状況、施設設備の状況等の人的・物的条件の実態は、各幼保連携型認定こども園によって異なる。教育及び保育の内容に関する全体的な計画では、このような園の条件についても密接に関係してくる。幼保連携型認定こども園において、効果的な教育及び保育の活動を展開するためには、これらの条件を客観的に把握した上で、特に、職員の構成、遊具や用具の整備状況等について分析し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成に生かすことが必要である。

(5) 家庭及び地域の実態

幼保連携型認定こども園では、保護者の就労状況等の生活形態が異なることなどから、園の教育及び保育の内容についての期待や要望が多様であり、こうした実態を把握しておくことが求められる。また、幼保連携型認定こども園で過ごす時間が、比較的長時間となる園児もいるため、家庭での過ごし方を聞いたり、園での生活を伝えたりして、家庭生活との連続性を確保するようにして、教育及び保育の内容を考える必要もある。

さらに、幼保連携型認定こども園は地域社会の中に存在する。地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、文化などにもそれぞれの特色を持っている。そのため、幼保連携型認定こども園を取り巻く地域社会の実態を十分に考慮して、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成することが大切である。また、地域の資源（近隣の認定こども園・保育所・幼稚園・小学校、図書館などの社会教育施設、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に協力することができる人材など）の実態を考慮し、それらの資源を生かして、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成することが必要である。

なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の活動が、教育及び保育の目標に従って一層効果的に展開されていくためには、保護者や地域住民に対して園の教育及び保育の方針、特色ある活動や園児の状況などの基本的な情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の理解や支援を得ることも大切である。

2 全体的な計画の意義等

- 1 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して第2章の第

1に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達のプロセスなどを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならない。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるなどの乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持って充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。

(1) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の意義

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に基づいて展開される乳幼児期にふさわしい生活を通して、幼保連携型認定こども園は、その目的や目標の達成に努めなければならない。このため、園児の発達を見通し、その発達が可能となるよう、それぞれの時期に必要な教育及び保育の内容を明らかにし、計画性のある指導を行うことが求められる。

このような意味から、各幼保連携型認定こども園においては、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたって幼保連携型認定こども園の目的や目標に向かってどのような道筋をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにし、園児の充実した生活を展開できるような全体的な計画を作成して教育及び保育を行う必要がある。

教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施に当たっては、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本である環境を通して行う教育及び保育に基づいて、園児の発達や生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法などをあらかじめ定めた指導計画を作成して教育及び保育を行う必要があり、全体的な計画は指導計画を立案する際の骨格となるものである。